

令和4年5月24日

リップサ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、リップサ株式会社（以下「リップサ」といいます。）に対し、同社が供給する「ラクトフェリン濃縮物加工食品」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 リップサ株式会社（法人番号 3340001020035）  
所 在 地 鹿児島県伊佐市菱刈南浦2679番地  
代 表 者 代表取締役 服部 武久  
設 立 年 月 平成29年2月  
資 本 金 600万円（令和4年5月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「ラクトフェリン濃縮物加工食品」と称する食品（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

別表「表示媒体」欄記載の表示媒体

(イ) 表示期間

令和3年4月23日

(ウ) 表示内容（別紙1ないし別紙3）

例えば、「サプリメント専門店リップサ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件商品には、2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9122

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092 (431) 6031

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)

表示媒体	表示内容
「PayPayモール」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト (別紙1)	「主成分値 2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」
「サプリメント専門店リップサ」と称する自社ウェブサイト (別紙2)	
「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページ (別紙3)	・「【主成分値】2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」 ・「●主成分値:2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」

Yahoo! JAPAN IDでログインして もっとお得にお買い物 (新規登録)

サプリメント専門店リブサ

配送に関するご注意 5/1 (土) ~5/5 (水) はゴールデンウィーク休業となっております。

このストアの他のサプリメント一覧を見る

現在2%獲得できます [内訳を見る](#)

23円相当 (1%)  
23ポイント (1%)

ログインして注文すると獲得できます。

**ご注意** 表示よりも実際の付与数・付与率が少ない場合があります (付与上限、未確定の付与等)

[詳細を見る](#)  
その他の特典の詳細は内訳欄のページからご確認ください

[カートに入れる](#)



1 / 13

Lipusa

ラクトフェリン 約1か月分 C-302 サプリメント ダイエット 送料無料  
カナダ本来のパリア機能をバックアップ!

価格 (税込) **2,300円** 送料無料

**配送**  
配送情報を確認

**★**  
0件のレビュー

**26位**  
その他サプリメントカテゴリ

ラクトフェリンとは・・・  
「ラクト=乳」の中の、「フェリン=鉄を結合するタンパク質」という意味で、牛乳から発見されたタンパク質です。特に多く含まれているのが、出産後3日間に出る母乳、いわゆる「初乳」です。生まれたばかりの赤ちゃんを守る貴重な機能性タンパク質として広く知られています。

近年、ヨーグルトや粉ミルク、サプリメント、ガムなど身近な食品に取り入れられています。...

[もっと見る](#)



[拡大イメージを表示する](#)



[さらに表示する](#)

送料・配送

送料 全国一律送料無料  
条件により送料が異なる場合があります

発送予定日 注文日~4営業日以内に発送予定 (～04/30までに発送)  
ストア休業日は発送されません (詳細)  
すべての配送方法とお届け日を確認する (詳細)  
[発送予定日をストアに問い合わせる](#)

商品情報

ブランド Lipusa

カテゴリー [ダイエット, 健康](#) > [サプリメント](#) > [その他サプリメント](#)

ラクトフェリンとは・・・  
「ラクト=乳」の中の、「フェリン=鉄を結合するタンパク質」という意味で、牛乳から発見されたタンパク質です。特に多く含まれているのが、出産後3日間に出る母乳、いわゆる「初乳」です。生まれたばかりの赤ちゃんを守る貴重な機能性タンパク質として広く知られています。

近年、ヨーグルトや粉ミルク、サプリメント、ガムなど身近な食品に取り入れられています。

すこやかに快調な毎日を強力バックアップします。

- ▼こんな方におすすめ
- ・快調な毎日を送りたい
  - ・ダイエット中の方
  - ・キレイを目指す方
  - ・乳製品をあまり摂らない

# ▶ リプサのサプリメント一覧

約1か月分×3袋

名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品
商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302
内容量	15g(250mg×60カプセル)
召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください
原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来：ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)
主成分値	2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください
賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。
広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市愛刈南浦2679
メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)
区分	日本製健康食品
<p>※体調、体質により成分が合わない場合がございます。その場合は、量を減らして頂くか使用を中止してください。</p> <p>※原材料表示をご確認の上、食品アレルギー体質のある方はお召し上がりにならないで下さい。</p> <p>・食生活は、「主食」「主菜」「副菜」を基本に食事のバランスを！</p> <p>・パッケージデザイン等は予告なく変更されることがあります</p>	

商品コード：c-302-cp

違反商品の報告をする

## Q&A

この商品に関する質問は以下からお問い合わせください。

- よくある質問
- ・商品について詳しく知りたい
  - ・お届け日、発送日、送料が知りたい
  - ・在庫状況、再入荷状況が知りたい等

[この商品について質問する](#)

## レビュー

-- 5  
4  
☆☆☆☆☆ 3  
0件 2  
1

この商品を購入した方は最初のレビューを書いてみませんか？

## 販売ストア

サプリメント専門店リプサ

ストア評価

**4.70** ★★★★★  
4,736件の評価を見る

注文キャンセル発生率

**0.000%**  
注文キャンセル発生率とは？

[このストアの商品を見る](#)

支払い方法

送料について

販売条件

Copyright(C) 2008 ripusa All Rights Reserved.

閲覧履歴からのおすすめ

サプリメント専門店リブサ > ダイエット

アプリでもっと快適に

スマホでかんたん無料アプリ  
今すぐ無料ダウンロード

[iPhone版/iPad版](#)   [Android版](#)

[外部サイトへ遷移します](#)

ご利用ガイド

PayPayモールとは  
買い物の手順  
使い方ガイド  
PayPayモールからのお知らせ  
メンテナンス・障害情報

[ページ上部に戻る](#) 不

PayPayモールはヤフー株式会社が提供しているサービスです  
(C) Yahoo Japan

[Yahoo! JAPAN](#) [Yahoo!ショッピング](#) [PayPay](#) [ヘルプ](#)  
[プライバシー](#) [利用規約](#) [免責事項](#) [採用情報](#) [ご意見](#)

サプリメント専門店  
リプサ

1〜2週間以内に発送予定!

全品送料無料  
※代引決済を除く  
TEL 0120-215-470  
営業時間: 平日9:00~17:00 (土日祝日休業)

商品名を検索する

商品カテゴリーから探す

知る 原料 製造工程 品質管理 Q&A

マイページログイン

新規会員登録はこちら

ラクトフェリン 約1か月分 C-302

全品送料無料

開催中の企画



今日は何をお得? / リプサの企画

春 美容&健康 特集

リプサ特選

リプサ株式会社 (サプリメント専門店リプサ)

リプサ工場mens

商品を探す

商品名を検索する

商品カテゴリーから探す

- 健康
- ダイエット
- 肌力
- 美容
- MUPPA
- 素材を50音から探す
- あ行
- か行
- き行
- こ行
- さ行
- し行
- す行
- た行
- ち行
- な行
- に行
- ぬ行
- ね行
- の行
- は行
- ひ行
- ふ行
- ほ行
- ま行
- み行
- む行
- め行
- も行

リプサのサプリは、こだわりの原料と最新の製造技術でつくられています。

リプサにあるポイントについて

お支払いのポイントについて

定休日カレンダー

2021年4月						
日	月	水	木	金	土	日
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	
2021年5月						
日	月	水	木	金	土	日
						1

ラクトフェリン 約1か月分 C-302

全品送料無料

約1か月分

約1か月分×2袋

カートに入れる

型番	C-302
販売価格	2,300円(税込)
購入数	1

この商品について問い合わせる

商品説明

ラクトフェリンとは...  
「ラクト」は乳の中の「フェリン」酸を結合するタンパク質。という意味で、牛乳から発見されたタンパク質です。特に多く含まれているのが、出産後3日間に出る母乳、いわゆる「初乳」です。生まれたばかりの赤ちゃんを守る貴重な機能性タンパク質として広く知られています。

近年、ヨーグルトや粉ミルク、サプリメント、ガムなど身近な食品に取り入れられています。すこやかに快調な毎日を強力バックアップします。

- ▼こんな方におすすめ
- 快調な毎日を送りたい
  - ダイエット中の方
  - キレイを目指す方
  - 乳製品をあまり摂らない方

名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品
商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302
内容量	15g(250mg×60カプセル)
召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください
原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来)、トウモロコシ澱粉、HPMC、グルタミン酸ナトリウム
主成分	2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください
賞味期限	1年 ※商品によっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。
広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市豊利南2679
メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)
区分	日本製健康食品

このページにしかない特典も! / 毎日様々なイベント開催!

SALE POINT COUPON 得



2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	01	02	03	04	05

01 20 21 5 4 0

営業時間: 平日 9:00~17:00 (土日祝休み)

配送送料について

お支払いについて

当日は「全品送料無料(一部を除く)」  
送料引き戻しを除外

クレジットカード決済

商品代引き

銀行振込・前払

この商品を買った人はこの商品も買った (土日祝休み)

お問合せはこちら

詳しくはこちら

詳しくはこちら

スルファファン 約1か月分 C-100 1,200円(税込)

セザミン 約1か月分 C-537 1,400円(税込)

にんにく(銀葉) 約3か月分 C-110 1,200円(税込)

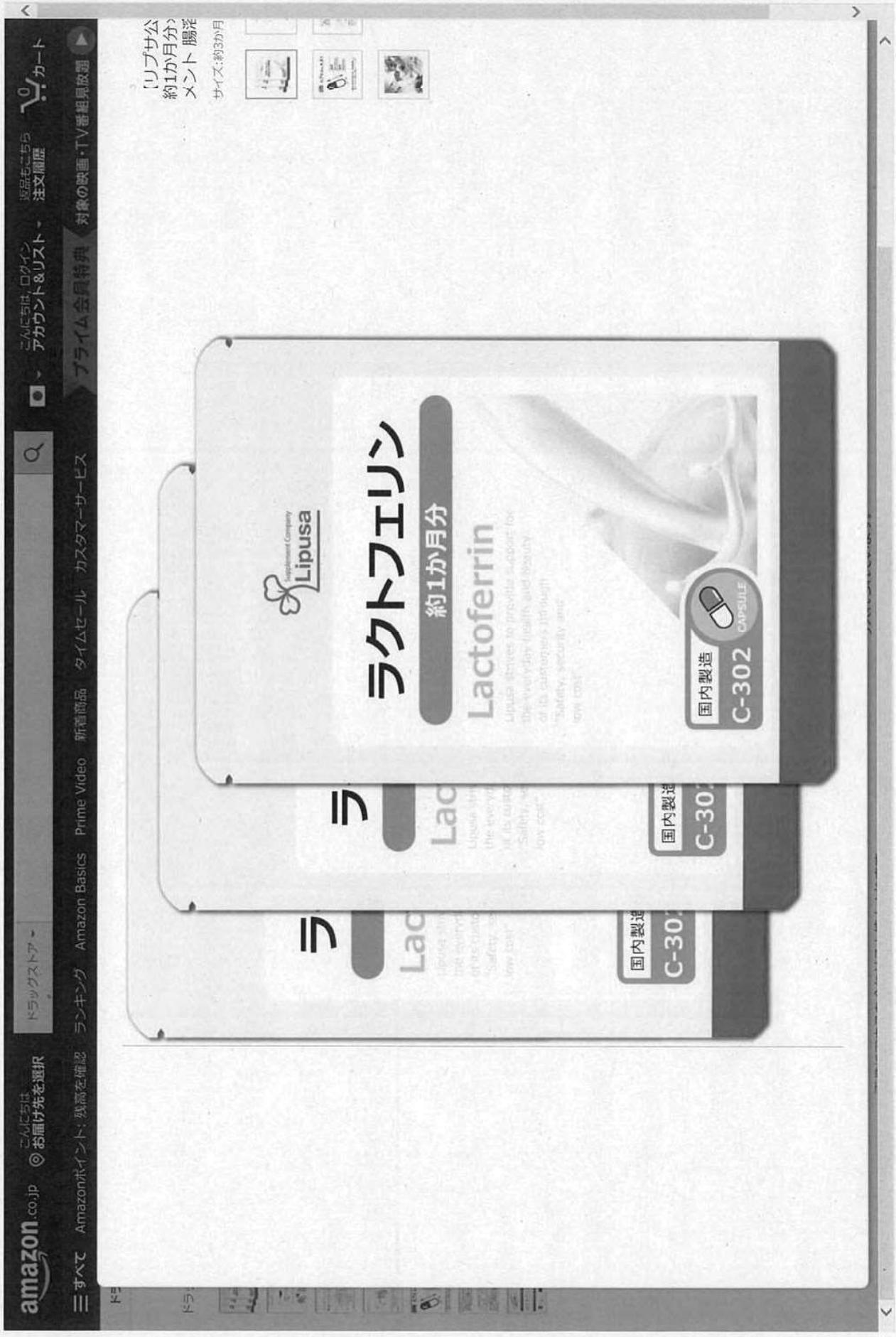
会社概要 | 特定商取引法に基づく表示 | 個人情報について | 返品交換について | リアポイントについて | メルマガ登録解除 | おすすめの商品

お探しの商品はこちら









「リップサム」  
約1か月分  
メント 腸活  
サイズ:約30か月



# ラクトフェリン

約1か月分

## Lactoferrin

Lipusa strives to provide support for the everyday health and beauty of its customer's through "Safety, security and low cost"

国内製造  
C-302  
CAPSULE

ラ

Lac

Lipusa strives to provide support for the everyday health and beauty of its customer's through "Safety, security and low cost"

国内製造  
C-302

ラ

Lac

Lipusa strives to provide support for the everyday health and beauty of its customer's through "Safety, security and low cost"

国内製造  
C-302

amazon.co.jp

お届け先を選択

Amazonポイント:残高を確認

Amazon Basics

Prime Video

Amazon.com

Amazon.co.uk

Amazon.de

Amazon.fr

Amazon.it

Amazon.es

Amazon.ca

Amazon.com.mx

Amazon.in

Amazon.jp

Amazon.co.jp

Amazon.co.jp

Amazon.co.jp

Amazon.co.jp

Amazon.co.jp

amazon .co.jp こんにちは、お届け先を選択

ドラッグストア

Amazon Basics Prime Video 新着商品 タイムセール カスタマーサービス

ドラッグストア

こんにちは、ログイン アカウント&リスト

プライム会員特典 対象の映画・TV番組見放題

カート

返品もこちら 注文履歴

リブサ公  
約1か月分  
メント 腸活  
サイズ:約3か月

連日のように流れるニュース……  
不安な日々をお過ごしではありませんか？

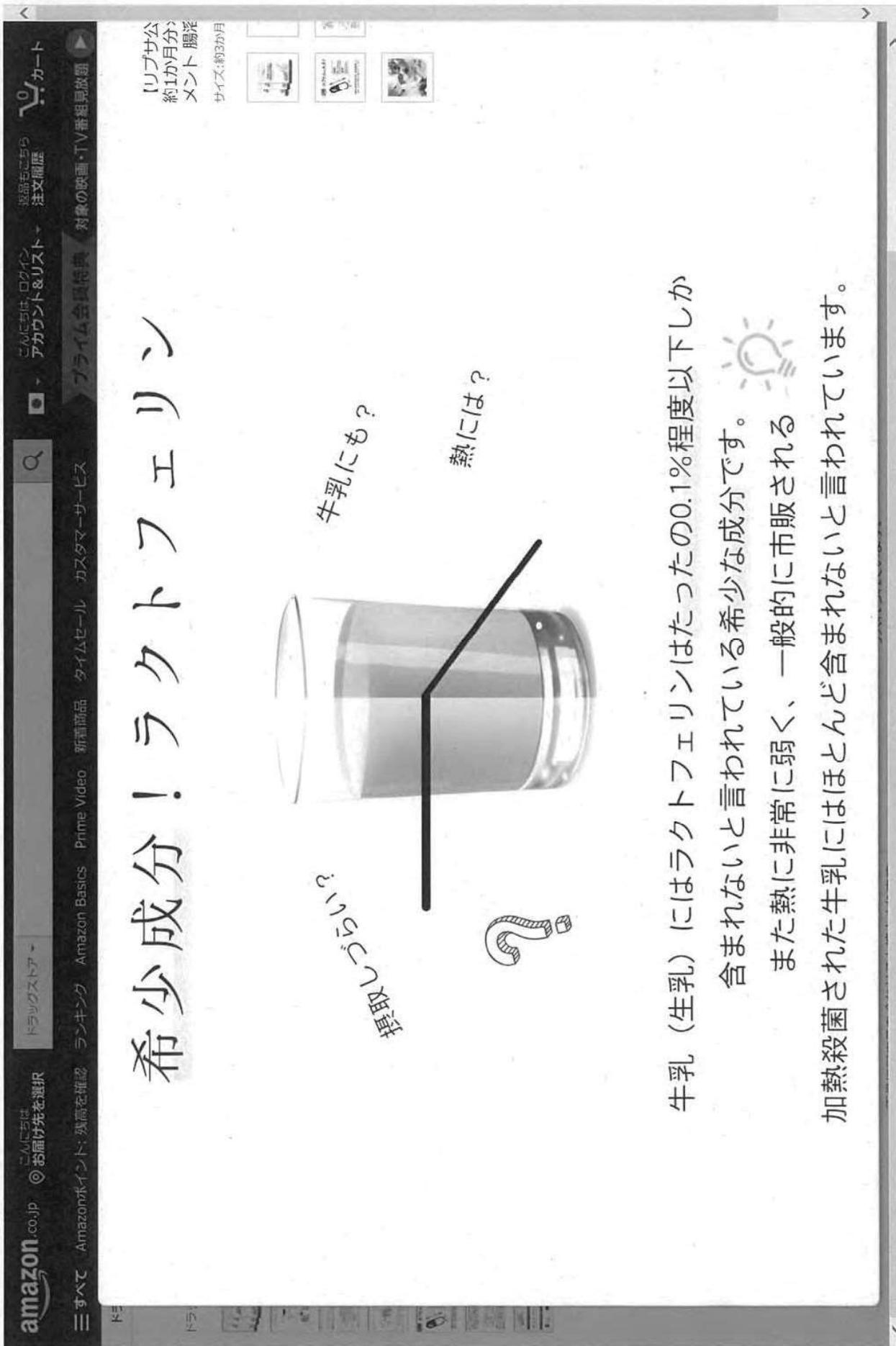
ラクトレ

守るチカラ

ラクトレフェリンで始める！

兔活





# 稀少成分! ラクトフェリン

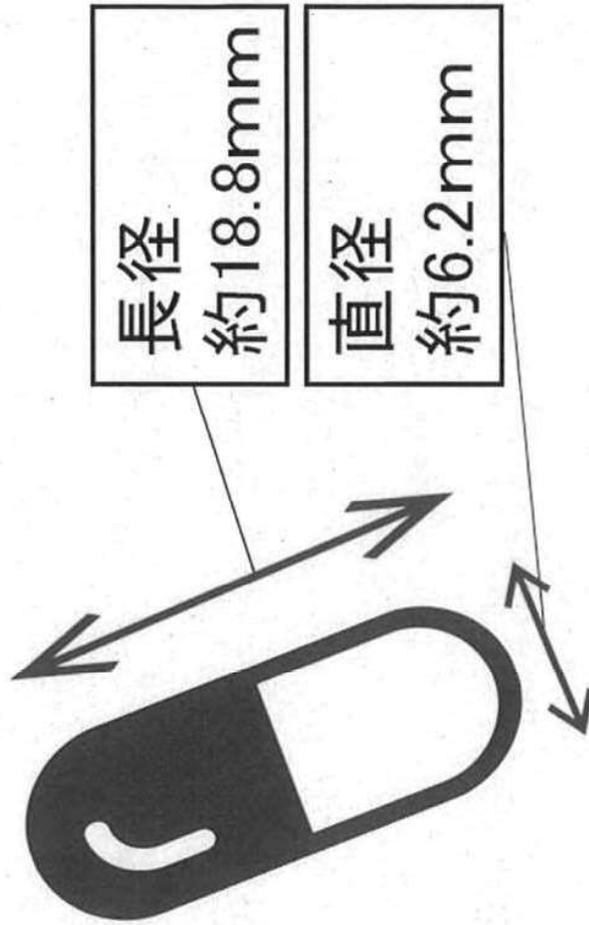


牛乳（生乳）にはラクトフェリンはたったの0.1%程度以下しか含まれないと言われている希少な成分です。  
また熱に非常に弱く、一般的に市販される加熱殺菌された牛乳にはほとんど含まれないと言われています。

星4つ以上



# カプセルの大きさ



※商品は原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。

「リップサコム」  
約1か月分  
メント 腸活  
サイズ:約3か月



スホ:

類

カ 価

# ラクトフェリン

## C-302

●名称：ラクトフェリン濃縮物加工食品●原材料名：ラクトフェリン濃縮物（乳由来：ドイツ製造）/デキストリン、HPMC、ゲル化剤（腸溶性カプセル）●主成分値：2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物 300mg●内容量：15g(250 mg ×60 カプセル)●賞味期限：製造より1年●保存方法：高温多湿や直射日光を避け、常温で保存してください●製造者：リブサ株式会社 鹿児島県伊佐市大口目丸170 番地 3

栄養成分表示（目安）		2カプセルあたり	
エネルギー	： 1.43Kcal	炭水化物	： 0.00g
たんぱく質	： 0.29g	食塩相当量	： 0.0008g
脂質	： 0.00g		

召し上がり方 ● 1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください

●注意 ●原材料をご参照の上、食品アレルギーのある方はお召し上がりにならないでください。 ●体質や体調により、まれに合わない場合があります。その場合は摂取を中止してください。 ●薬を服用、あるいは通院中、妊婦、授乳中の方のお召し上がりの際は、お医者様にご相談ください。 ●乳幼児の手に届かないところに保管してください。 ●商品は原料由来の為、収穫時期などにより色・風味のばらつきがございます。また、斑点や色ムラが見られる場合がございますが、品質に問題はございません。

リブサ公  
約1か月分  
メント 腸溶  
サイズ:約3か月



## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

**(権限の委任等)**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

**○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)**

(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

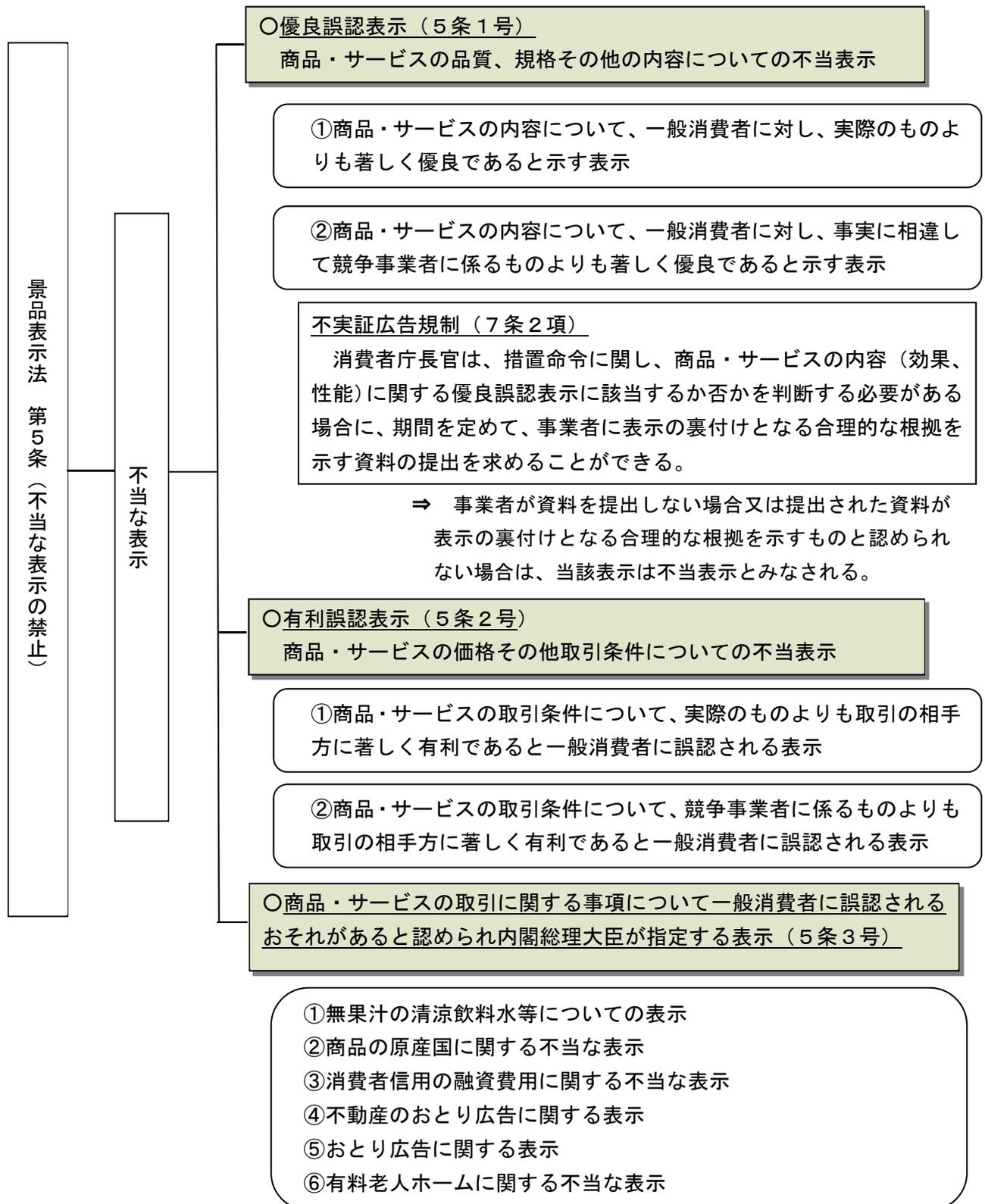
**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第十五条** 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要



※別添写し1ないし3については、添付を省略しています。

別添

消表対第622号  
令和4年5月24日

リプサ株式会社  
代表取締役 服部 武久 殿

消費者庁長官 伊藤 明子  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ラクトフェリン濃縮物加工食品」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア (ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年4月23日に、例えば、「サプリメント専門店リプサ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていたこと。
    - (イ) 実際には、本件商品には、2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていたこと。
  - イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様

の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) リプサ株式会社（以下「リプサ」という。）は、鹿児島県伊佐市菱刈南浦2679番地に本店を置き、食品の製造及び販売等を営む事業者である。
- (2) リプサは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) リプサは、本件商品に係る「P a y P a y モール」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト、「サプリメント専門店リプサ」と称する自社ウェブサイト及び「A m a z o n . c o . j p」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア リプサは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年4月23日に、例えば、「サプリメント専門店リプサ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、本件商品には、2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、リプサは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処

分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及  
び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算  
して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提  
起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、  
この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴え  
を提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、  
審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が  
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日  
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を  
経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示媒体	表示内容
「P a y P a y モール」と称するウェブサイト に開設した自社ウェブサイト (別添写し1)	「主成分値 2カプセルあたり目安：ラ クトフェリン濃縮物300mg」
「サプリメント専門店リブサ」と称する 自社ウェブサイト (別添写し2)	
「Amazon.co.jp」と称する ウェブサイトにおける本件商品の販売 ページ (別添写し3)	・「【主成分値】 2カプセルあたり目安： ラクトフェリン濃縮物300mg」 ・「●主成分値：2カプセルあたり目安： ラクトフェリン濃縮物300mg」